

## ●研修コンテンツの目的

廃棄物処理は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされ、新型コロナウイルス感染症の流行時や緊急事態宣言時においても、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業を継続することが求められています。このため、環境省において廃棄物処理における感染防止策について様々な情報をとりまとめ、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、対策の動画やチラシなどを作成して公表しました。また、一般財団法人日本環境衛生センター及び公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を作成して公表しています

環境省では、これらのガイドライン等で示された対策を関係者の皆様に十分にご理解いただくための研修素材を作成しました。できるだけわかりやすくなるようイラストを多く用いるなどの工夫をしました。また、理解が進むように、動画も用意しました。

本研修会では、これらの研修素材を紹介しますので、それぞれの自治体で活用いただきたいと思います。

なお、環境省では、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る情報の収集、調査・整理等を進め、正確で有用な知識をわかりやすい形で関係者の皆様に発信していくこととしています。

## ② テキストの概要 -1-

### ● P05 新型コロナウイルスの感染経路について

一般的には、インフルエンザウイルスと同様の ①飛沫感染、②マイクロ飛沫感染、③接触感染により伝播すると考えられている。

#### ①飛沫感染



感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。

#### ②マイクロ飛沫感染



マイクロ飛沫感染とは、微細な飛沫である $5\mu\text{m}$ 未満の粒子が、換気の悪い密室等において空気中を漂い、少し離れた距離や長い時間において感染が起こる感染経路であり、会話等の際に放出されるそのような小さな唾液粒子を吸い込むことにより感染が広がることが明らかとなっている。

#### ③接触感染



感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の人がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染する。

## ② テキストの概要 -2-

### ● P13 基本的な感染対策について

#### 【感染防止の3つの基本】

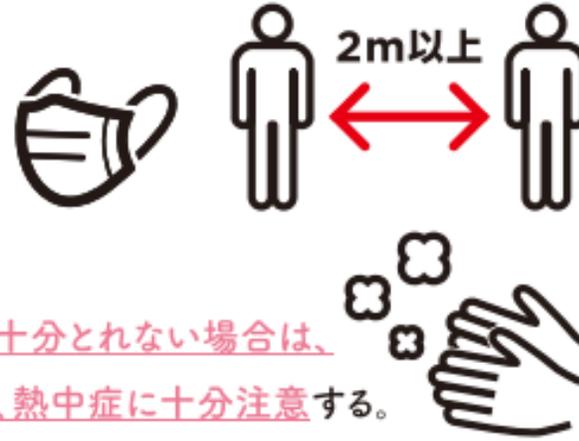
#### ① 身体的距離の確保 ② マスクの着用 ③ 手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。

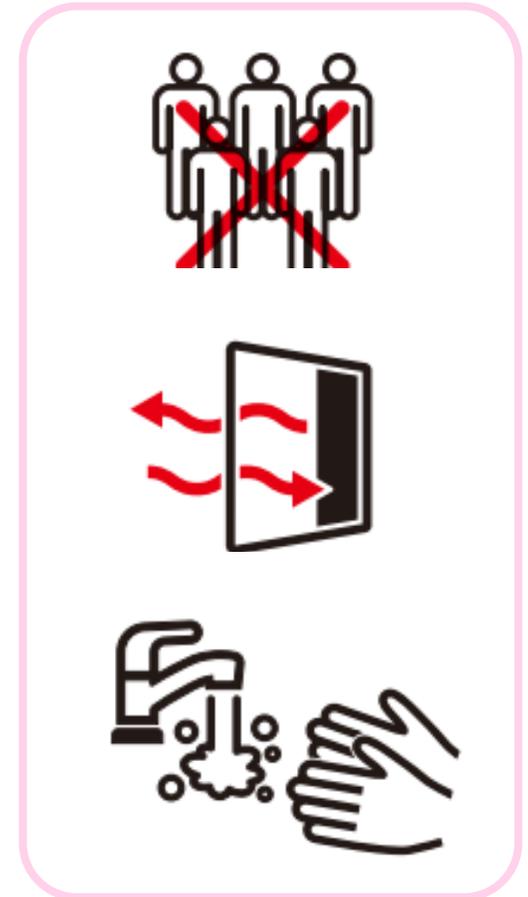
※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

#### 【移動に関する感染対策】

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。



挿絵（さしえ）でも表現



## ② テキストの概要 -3-

### ● P16 A. 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の取扱いに関する留意点

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の種類と特徴を、次の発生場所ごとに整理した。



### ● P18 B. 廃棄物の排出における留意点

廃棄物の排出方法の留意点を、次の発生場所ごとに整理した。

#### ① 家庭及び事業所

- ゴミ袋をしっかり縛って封をする  
（廃棄物が散逸せず、収集運搬作業においてゴミ袋を破りやすいこと）
- 臭気のない空気を入れて出すこと  
（収集運搬作業においてゴミ袋を破りやすいこと）
- 臭気のない空気を入れて出すこと  
（臭気のない空気を入れて出すこと）
- 臭気のない空気を入れて出すこと  
（臭気のない空気を入れて出すこと）
- 臭気のない空気を入れて出すこと  
（臭気のない空気を入れて出すこと）

#### ② 医療関係機関等

- 施設内での保管の間に仕切りを設ける  
（臭気のない空気を入れて出すこと）
- 臭気のない空気を入れて出すこと  
（臭気のない空気を入れて出すこと）
- 臭気のない空気を入れて出すこと  
（臭気のない空気を入れて出すこと）
- 臭気のない空気を入れて出すこと  
（臭気のない空気を入れて出すこと）
- 臭気のない空気を入れて出すこと  
（臭気のない空気を入れて出すこと）

#### ③ 宿泊療養施設

- ゴミを取り扱う際に心がける3つのこと
- ① ゴミに直接触れない！  
ゴミに直接触れないようにするために、作業にあたる場合は手袋、マスク、その他の個人防護具の使用や、肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用を徹底しましょう。
  - ② しっかり縛って封をする！  
ゴミが袋の外に散らされた場合、ゴミ袋の結び目からゴミが溢る場合、ゴミ袋が破れる場合など、感染防止の観点から、ゴミ袋を二重にして封をし、バツカー車よりゴミ袋を圧縮して収集・運搬する場合は、袋の破損を防止するため、ゴミ袋の容量に余裕を持ち、袋の空気を抜いて出しましょう。
  - ③ ゴミを捨てたあとは、しっかり手を洗う！  
ゴミを取り扱ったあとは、石けんやアルコール消毒液による手洗いや手指消毒を徹底すること。臭いがないうちにゴミに触れていることがあるので、念入りに洗きましょう。

#### ④ 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場

- 感染性廃棄物は、密閉しやすく、排気しにくい廃棄物容器に梱包して排出すること
- 特に、注射針等の鋭利なものについては、プラスチック製容器等の耐貫通性のある廃棄物容器を用いること
- 感染性廃棄物の保管場所は、周囲に匂いが散らばらぬよう、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した指示板が掲げられ、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのないよう封印を施すこと等の必要な措置が講じられていること
- 廃棄するおそれのある感染性廃棄物が混入している場合によっては、容器に入れ替えること等、廃棄の防止のために必要な措置が講じられていること

## ② テキストの概要 -4-

### ● P26 C. 廃棄物の処理等における留意点の主なもの

#### ① 処理作業等及び事務作業における共通の対策 (p26)

- ・新しい生活様式の実践
- ・出勤前の体温測定
- ・他人と共用する物品や複数の人が触れる箇所の消毒
- ・通勤する際に、場面に応じたマスクの着用  
など

動画でもチェック可能



#### ② 処理作業等における対策 (p28)

- ・他の人と十分な距離をとる
- ・肌の露出の少ない作業着の着用
- ・手袋、マスク、ゴーグル等の個人防護具の着用
- ・手袋の脱着時の注意
- ・選別ライン等では対面での作業を避ける
- ・手洗い、または手指の消毒
- ・休憩場所の換気  
など

#### ③ 事務作業における対策 (p34)

- ・対人距離の保持
- ・手洗い、または手指消毒
- ・事務所内の清掃及び消毒
- ・窓口でのプラスチック等の仕切りの設置
- ・在宅勤務（テレワーク）の実施  
など

## ② テキストの概要 -5-

### ● P36 D. 各主体が取るべき措置

#### ① 排出者が取るべき措置 (p38)

> 排出における留意点に配慮

#### ② 廃棄物処理業者等が取るべき措置 (p39)

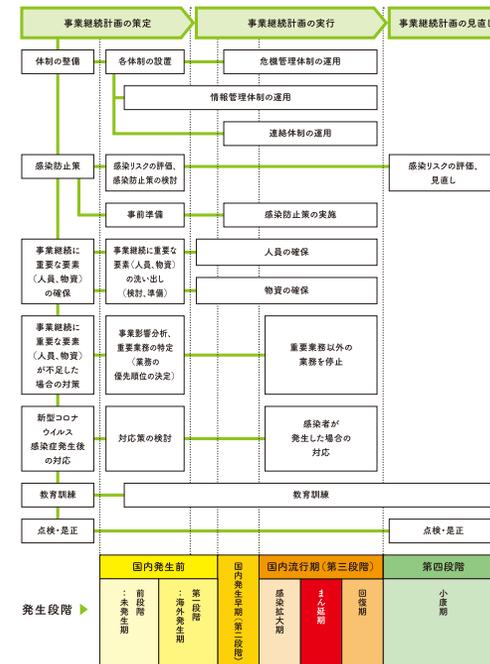
- > 事業継続計画の策定
- > 体制の整備
- > 感染リスクの評価と感染防止策の検討
- > 事業継続に重要な要素（人員、物資）の確保
- > 不足した場合の対応の検討

#### ③ 市町村が取るべき措置 (p46)

- > 廃棄物の適正かつ円滑な処理に関する周知徹底
- > 一般廃棄物の統括的な処理責任の徹底
  - ・ 市町村は、処理業者と協力して事業継続計画を策定
  - ・ 職員等に対して教育・訓練を実施
  - ・ 定期的に事業継続計画を点検・改訂など

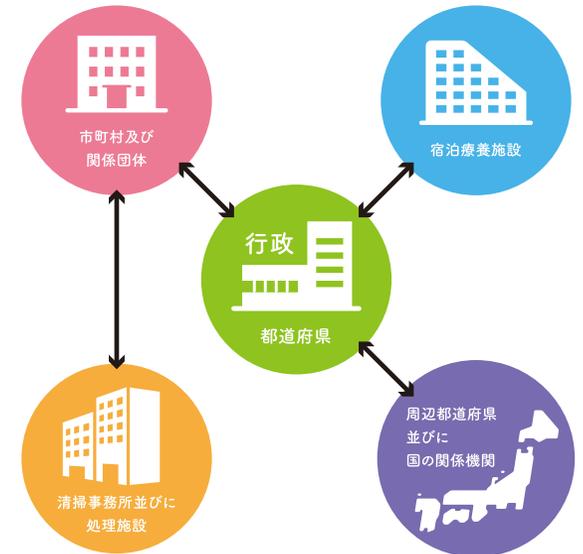
#### ④ 都道府県が取るべき措置 (P47)

- > 適正かつ円滑な処理に関する周知徹底
- > 関係主体との連携



都道府県を中心に連携協力体制の構築を図る

各関係主体との連絡体制や役割分担等をあらかじめ定める



## ③アンケートの結果を踏まえて -1-

令和3年度に全国の自治体、一般廃棄物収集運搬業者等を対象に行ったアンケート調査の結果から、次のことに留意する必要があると考えられる。

1

新型コロナウイルスの感染予防対策も含めて、労働安全衛生に関する職員研修を行っていない自治体や処理業者が多かったため、職員研修の実施に取り組むことが重要である。

2

事業継続計画に関して自治体と処理業者が相談又は協議を行っていない場合が多かったため、事業継続計画の策定に当たっては、自治体と廃棄物処理業者は、相互に情報交換や役割分担の調整などの連携を密にすることが必要である。

3

新型コロナウイルス感染症対策に関する国からの情報や通知に関し、自治体から処理業者への情報提供がなかったというケースがあったため、自治体から処理業者への情報提供を促進する必要がある。

## ③アンケートの結果を踏まえて -2-

(参考) 同じくアンケートの結果から、好事例を二つ紹介する。

### 事例1 収集運搬業者間のバックアップ体制の構築

アンケートにより、収集運搬業者の事業継続が不可能となった場合のバックアップ体制を自治体が構築したという事例が得られた。それによると、各収集運搬業者は、他の収集運搬業者がバックアップする場合に必要な情報（地図情報、効率的ルートなど）を自治体に提出しておき、他の収集運搬業者によるバックアップが必要な事態が生じれば、バックアップする収集運搬業者に自治体はその情報を提供するという仕組みである。

### 事例2 作業マニュアルの見直し

アンケートにより、他部署からの応援が必要となる場合を想定し、マニュアルを見れば作業ができるように作業マニュアルをより詳細な内容に見直すとともに、怪我や事故発生のリスクが高い部分を特定してわかりやすく表示したという事例が得られた。